

ワークフェスさっぽろ事業運営業務 企画提案仕様書

札幌市経済観光局雇用推進部

1 業務名

ワークフェスさっぽろ事業運營業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主都合の離職を余儀なくされた求職者等が安定した生活を維持することができるように、合同企業説明会及び面接会の開催により、企業とのマッチング機会を創出し、就職を支援する。

4 事業費

12,784,000円を限度とする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

(1) 合同企業説明会の開催

ア 開催日時等

設営・撤去に要する時間を除き、以下の日程で各日5時間以上の開催とする。

- (ア) 対面式第1期：令和3年7月18日（日）～7月20日（火）
- (イ) オンライン式：令和3年6月～12月のうち連続した2日間で1回以上
具体的な開催日程については、別途、札幌市と協議の上、決定する。
- (ウ) 対面式第2期：令和4年2月6日（日）～8日（火）

イ 会場（対面式の場合）

京王プラザホテル（札幌市中央区北5条西7丁目）

会場は札幌市の責任と負担において確保することとし、会場使用料については、札幌市が直接支払うため見積には計上しない。

参加企業がPCやプロジェクター等、必要な電子機器が設置できるように電気工事を行い、ブース内の電源を確保すること。

なお、対面式第2期については、会場を変更する場合がある。

(ア) 合同企業説明会

2F エミネンスホールB（約500㎡）

(イ) 企業控室

3F 雅の間（約310㎡）

ウ 参加対象者

新型コロナウイルス感染症の影響等により離職した求職者等

エ 参加対象企業

以下の条件を満たす企業とし、札幌市内に本社のある企業を優先的に参加させること。

なお、対面式及びオンライン式ともに合理的な理由があれば同一企業が複数回出展することも可とする。

(ア) 年齢・雇用形態に関わらず、採用意欲の高い企業

(イ) 勤務地が札幌市内の求人を出している企業

オ 目標数

(ア) 対面式

各日、出展企業 25 社、参加求職者 130 名とし、6 日間の合計で出展企業 150 社、参加求職者 780 名以上とする。

(イ) オンライン式

各日、出展企業 15 社、参加求職者 50 名とし、2 日間の合計で出展企業 30 社、参加求職者 100 名以上とする。

なお、上記[ア-(イ)]のとおり、2 回目以降を実施する際の企業数及び参加求職者数の目標については、別途、札幌市と協議の上、決定する。

(2) 合同企業説明会の運営

ア 対面式

(ア) 会場設営、運営スタッフの配置、配布物等の準備を適切に行うこと。会場にはレイアウトの概略、各種案内板を設置して、わかりやすい誘導を心がけること。

(イ) 求職者へは、原則、就業サポートセンターへの登録を義務付けることから、就業サポートセンターとの連携を図ること。

当日来場者の就職相談に対応するため、会場内に就業サポートセンターのブースを 2 ブース程度設置すること。

(ウ) 求職者は基本的に事前申込制とし、追跡調査に必要な情報を事前に登録いただくこと。ただし、当日参加希望の求職者がいた場合は対応できるような体制を整えること。

(エ) 会場内にて、求職者の参集に資するイベント実施について検討すること。

例) 景品付きスタンプラリー、証明写真撮影サービス等

(オ) 会場内に面接会を実施できる区画を設け、3 ブース程度設置すること。

(カ) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加希望者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。

イ オンライン式

(ア) 実施イメージ

	ルーム 1	ルーム 2	ルーム 3	ルーム 4	ルーム 5
事前説明及び札幌市からの お知らせ 15 分					
PR タイム 15 分	A～E 社 1 社あたり 3 分				
説明会 1 ターン目 15 分	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
質疑応答 10 分					
休憩・入替 15 分					

説明会 2 ターン目	15 分	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
質疑応答	10 分					
休憩・入替	15 分					
PR タイム	15 分	F～J 社 1 社あたり 3 分				
説明会 1 ターン目	15 分	F 社	G 社	H 社	I 社	J 社
質疑応答	10 分					
～略～						
説明会 2 ターン目	15 分	K 社	L 社	M 社	N 社	O 社
質疑応答	10 分					

- (イ) 各ルームにファシリテーターを配置し、参加企業と求職者とのやり取りが円滑に進むようにサポートを行うこと。
- (ウ) 参加企業及び求職者に対してマニュアル及び当日スケジュール等を作成し、当日までに周知を行うこと。
- (エ) 参加企業は任意の場所からの参加も可能とする。参加企業への意向確認を行い、操作に不慣れ等の理由によって企業からの申し出があった場合は、通信環境が整った場所を用意し、サポートを行いながら説明会を行うこと。
- (オ) 任意の場所から参加する企業については事前に当日と同じ環境での動作確認を行い、当日のトラブルを未然に防ぐような措置を行うこと。
- (カ) 求職者は基本的に事前申込制とし、追跡調査に必要な情報を事前に登録いただくこと。ただし、当日参加希望の求職者がいた場合は対応できるような体制を整えること。
- (キ) 使用ツール（アプリケーション等）については、ZOOM や GoogleMeet 等、一般的に広く使用されているものとし、延べ 200 名以上が参加した場合にも滞りなく運営可能な通信環境を整えること。
- (3) 合同企業説明会の出展企業開拓
- ア 新規求人開拓に向け、企業への DM 送付や自己のネットワークを活用した電話や訪問による企業へのアプローチを行うこと。
- イ 年齢・雇用形態に関わらず、採用意欲の高い企業で、合同企業説明会へ出展する企業を確保すること。なお、出展企業については、同一職種に集中することを避け、幅広い業種で構成すること。
- (4) 広報
- ア 広報媒体（チラシ、ポスター等）の作成
- 企業及び求職者に対し、事業の PR を行うため、チラシやポスターを作成するなどの効率的な複数の広報を実施すること。
- また、企業及び求職者募集のための印刷物等の作成に当たっては、「札幌市が主催する事業」であることを明記すること。
- 成果物の著作権（印刷物、原稿、データ）は本市に帰属する。
- チラシ・ポスター等の作成物については、必ず本市の事前校正を受けることとし、ライラックマーク及びサッポロスマイルを掲載すること。

イ 地下鉄広告、Web 広告、新聞、求人誌及び新聞折り込みチラシなど、対象者へ広く周知することが出来る媒体での広告を実施

※ 上記 [(4) - イ] に関しては、例示した広報活動などから受託者が有効であると考える方法を選択し、実施すること。

(5) アンケートの実施

合同企業説明会に参加した企業及び求職者に対しアンケートを実施し、合同企業説明会開催日から 1 か月以内に結果を分析したうえで、本市に報告すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症の対策

内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ及び一般社団法人日本展示会協会「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」を参考とし、以下の対策等を講じること。

ア 密を避けるソーシャルディスタンス

(ア) 受付等待機列が予想される場所における間隔目印は床面に最低 1 m 毎に目印を施工

(イ) 受付及びブース等の飛沫感染防止・接触感染防止施工についてアクリル板やビニールカーテン等の設置又はそれに準ずる感染防止策の実施

(ウ) 出展企業及び参加求職者が密になりにくいレイアウトでのブース設置

(エ) 参加者にマスク着用及び手指のアルコール消毒励行等のサイン表示の掲示

(オ) 参加者のマスク着用の目視確認及び未着用者にマスク着用依頼の実施

イ 入場時の動線の管理等

(ア) 入場時の検温を実施し、37.5 度以上の発熱、息苦しさ、咳・咽頭痛等の症状がある場合の入場制限

(イ) アルコール消毒液の設置

(ウ) 入口からの退場及び出口からの再入場禁止

6 企画提案内容

(1) 合同企業説明会の開催

ア イベントの実施方針、特色、工夫、目標

イ 合同企業説明会開催に関する実現性が高く具体的なスケジュール

(2) 集客・広報

ア 参加求職者を目標数まで集めるための広告の手法及び回数等の具体的な方策

イ 印刷物の種類、作成部数、配布先、配布時期、配布方法及び企業ブースに誘導するための工夫等

ウ チラシ又はポスターのデザインサンプル又はイメージ

(3) 出展企業及び求人の開拓

ア 目標とする出展企業数、求人情報数及び業種・雇用形態ごとの内訳

イ アで提案した業種・雇用形態を選んだ理由や想定する成果等

ウ アで提案した企業及び求人情報の開拓方法・募集方法

(4) 合同企業説明会の運営

ア 対面式

- (ア) 運営方法、運営スタッフの人数・配置及び会場レイアウト
- (イ) 出展企業ブースへの求職者の誘導の工夫等
- (ウ) 入場時における就業サポートセンター未登録者への対応の工夫等
- (エ) 参加求職者及び出展企業への配布物の内容及び準備数量
- (オ) 新型コロナウイルス感染症への対策

イ オンライン式

- (ア) オンライン式開催時の使用ツール及び選定理由
- (イ) 運営方法、運営スタッフの人数・配置
- (ウ) 参加求職者及び出展企業への配布マニュアルの内容

(5) 管理・運営体制

ア 本業務を実施するための業務項目ごとの業務フロー及び実施スケジュール

イ 本業務を実施するための管理・運営体制について具体的に提案すること。また、特に工夫があれば、併せて提案すること。

(6) 「企画提案様式4」の様式に基づき、本企画提案の概要を提出すること。

なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。

7 提案項目の配点

上記6の企画提案内容に応じた配点と、企画提案全体に対する配点を行う。評価に当たっては重点加算方式で実施する。（合計100点）

(1) 事業の妥当性について

事業の趣旨・目的に適合しているか。合同企業説明会の出展企業数の目標、参加求職者数の目標は適切か。合同企業説明会の内容は適切か。スケジュールは適切かなどについて、総合的に採点する。

(2) 事業実施の実現性

実現可能な事業内容か。参加者を集める広報内容、広報スケジュールとなっているか。合同企業説明会を実施するための環境が整っているか。運営体制が整っているかなどについて、総合的に採点する。

(3) 事業の効果について

事業の実施効果は高いか。企業の人事・採用担当者及び求職者の積極的な参加が期待できる内容であるか。目標達成のために効果的な取り組みが期待できる内容となっているか、本事業の目的である企業と求職者のマッチングにつながる内容となっているかなどについて、総合的に採点する。

8 事業実施における前提条件

本事業の実施にあたり、他の事業者への再委託が必要な場合は、再委託の範囲及び再委託先の事業者を明確にし、提案すること。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を提出すること。

ア 業務報告書

業務報告書には出展企業数、参加求職者数、各ブース訪問状況、参加求職者の本事業を知った認知経路、男女比、年齢・学歴別割合、希望する職種・雇用形態及び参加者満足度についてなどを盛り込むこととする。詳細については、受託後、本市と調整することとする。

イ 出展企業名簿

合同企業説明会の出展企業名簿を提出すること。名簿には、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属する企業及び申込担当者名が記載されているものとする。また、名簿は電子データ(エクセルファイル)で提出すること。

ウ 参加求職者名簿

合同企業説明会の参加求職者名簿を提出すること。名簿には、氏名、住所、電話番号が記載されているものとする。また、名簿は電子データ(エクセルファイル)で提出すること。

エ 受託者の企業開拓リスト

オ アンケート結果の集計

アンケート調査の集計を行い、電子データ(エクセルファイル)で提出すること。

(3) 秘密の保持

ア 本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。

イ 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

エ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。

また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

また、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙個人情報取扱注意事項を守るものとする。

10 その他

(1) 本市は、必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求められることができる。

- (2) 本事業は、国の交付金を活用して実施する場合がある。また、その場合国の交付金に関する要綱や要領を遵守すること。
- (3) 事業に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。使用経費の内訳等の事業に関わる挙証書類は、本市の求めに応じて随時提出すること。
- (4) 企画提案書の一部について、より適切な事業運営とするため、本市と受託者の双方協議のうえ、変更することがあるものとする。
- (5) 受託者は、本委託事業の実施状況を公表しようとするときは、事前に本市の承認を受けること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本事業を中止または延期する場合があることを留意すること。
なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (7) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (8) 個人情報の保護に関しては、「個人情報保護法」及び「札幌市個人情報保護条例」の規定を遵守すること。

11 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課 担当：平田・六角（電話 211-2278）